

里健福 第1276号
令和2年10月30日

保護者 様

里庄町長 加藤泰久
(公 印 省 略)

インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いの変更について

平素より、本町の保育運営の推進にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。
また、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策に対しましても、ご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、秋を迎え、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）流行期が近づいて参りました。現在、里庄町内の保育所では、インフルエンザに罹患し、登園停止となった場合、再登園に当たっては、原則として医師が作成する治癒証明書を取得し、保育所へ提出することとしております。

このたび、インフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために、医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担等を考慮し、浅口医師会の指導のもと、治癒証明書の取扱いを次のとおり変更しますので、ご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

記

(1) インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて

インフルエンザに罹患した園児の再登園に当たっては、原則として治癒証明書の保育所への提出は不要とし、その代替として、保護者が作成する罹患報告書（別添様式）を保育所に提出してください。

※罹患報告書の様式等は里庄町健康福祉課のホームページからダウンロードができます。

(2) その他の感染症に係る治癒証明書の取扱いについて

インフルエンザ以外の感染症に係る治癒証明書の取扱いについては従前どおりとし、原則として、医師の証明書への記入の後、保育所に提出してください。

(3) その他

インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いの変更について、健康福祉課から保育所、保護者に対して周知し、令和2年11月1日より取扱いを開始いたします。